

旭医大達第155号
令和3年9月28日

旭川医科大学国際交流センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学国際交流センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学国際交流センター規程（平成21年旭医大達第30号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第2条（略） （センター長）</p> <p>第3条 センターに管理運営責任者としてセンター長を置き、<u>国際交流推進室長</u>をもって充てる。</p> <p>第4条～第15条（略）</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和3年9月28日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和3年7月1日から適用する。</p> <p>【改正理由】 令和3年7月1日付けの役員等変更に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第2条（略） （センター長）</p> <p>第3条 センターに管理運営責任者としてセンター長を置き、<u>国際交流担当の学長補佐</u>をもって充てる。</p> <p>第4条～第15条（略）</p>